

宮城県告示第四百十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により宮城県内水面漁場計画を定めたので、同法第六十七条第二項において読み替えて準用する同法第六十四条第六項の規定により当該計画を公表するとともに、漁業の免許予定日及び申請期間を告示する。

令和五年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宮城県内水面漁場計画の内容

漁業権に関する事項

別冊三のとおり

二 漁業法施行規則第二十四条（令和二年農林水産省令第四十七号）に掲げる事項

1 宮城県内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

原案どおり定めることに異議なし

2 漁場図

別冊四のとおり

三 免許予定日 令和五年八月三十一日

四 申請期間 令和五年六月一日から同年七月三十一日まで